

新

旧

### 県土整備局公共工事グリーン調達基準

### 県土整備局公共工事グリーン調達基準

1～5 略

1～5 略

附 則

附 則

略

略

この基準は、令和6年10月10日から適用する。

(追加)

別表第1 略

別表第1 略

別表第2 特定調達品目（資材）の判断の基準（第2項第1号関係）

別表第2 特定調達品目（資材）の判断の基準（第2項第1号関係）

盛土材等～空調用機器 略

盛土材等～空調用機器 略

衛生器具	自動水栓	<u>(削除)</u>
		<p><u>①自動水栓（自己発電機構付）にあつては、次の要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</u></p> <p><u>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</u></p> <p><u>ウ. 単相交流（100V）の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。</u></p> <p><u>②自動水栓（AC100Vタイプ・乾電池式）にあつては、次の要件を満たすこと。</u></p> <p><u>ア. 電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2秒以内であること。</u></p> <p><u>イ. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。</u></p>

衛生器具	自動水栓	<u>○電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。</u>
		<p><u>(追加)</u></p>

略

略

- 備考) 1 自動水栓の判断の基準は、トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とする。
- 2 吐水流量の試験方法は、JIS B 2061の吐水流量試験に準ずるものとする。
- 3 定量止水性能の試験方法は、JIS B 2061の定量止水性能試験に準ずるものとする。
- 4 止水までの時間は、吐水の本流が収束した時点までとし、5回測定した平均とする。
- 5 大便器のうち、高座面形及び和風便器は対象外とする。
- 6 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

- 備考) 1 自動水栓の判断の基準は、公共用トイレの洗面用または手洗用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。
- (追加)
- (追加)
- (追加)
- 2 大便器のうち、高座面形及び和風便器は対象外とする。
- 3 大便器の導入に当たっては、排水設備全体の排水機能の確保を十分考慮すること。

コンクリート用型枠 略

コンクリート用型枠 略

別表第3～5 略

別表第3～5 略

新旧対照表

新

旧

別表第6 特定調達品目の使用用途及び配慮事項（第2項第1号関係）

盛土材等～中央分離帯ブロック 略

建具	断熱サッシ・ドア	①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。 ②エネルギー使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第23条の2第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。
----	----------	--

別表第7 略

別表第8 認定対象品目の評価基準（第3項第1号関係）

再生加熱アスファルト混合物～排水・通気用再生硬化塩化ビニル管 略

品目名：再生セラミックタイル

<p>①評価対象資材 略</p> <p>②環境に対する安全性</p> <p>a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</p> <p>b. ①評価対象資材に定める再生資源（都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグを除く。）を用いる場合は、製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。 ①評価対象資材に定める再生資源（都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグに限る。）を用いる場合は、JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材の <u>5.1</u>（一般事項）及び <u>5.7（環境安全品質基準）</u> に適合していること。</p> <p>c. 石綿を原料としていないこと。</p> <p>③再生資源の含有率 略</p> <p>④品質・性能 略</p> <p>⑤品質管理 略</p>
---

再生ビニル系床材～再生骨材コンクリート 略

別表第6 特定調達品目の使用用途及び配慮事項（第2項第1号関係）

盛土材等～中央分離帯ブロック 略

建具	断熱サッシ・ドア	①サッシの枠、障子の枠及びガラスに有効な断熱の措置が講じられていること、又は断熱性の高い素材を使用したものであること。 ②エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第23条の2第2号及び第3号に定めるサッシ及び複層ガラスについては、可能な限り熱損失防止性能の数値が小さいものであること。
----	----------	--

別表第7 略

別表第8 認定対象品目の評価基準（第3項第1号関係）

再生加熱アスファルト混合物～排水・通気用再生硬化塩化ビニル管 略

品目名：再生セラミックタイル

<p>①評価対象資材 略</p> <p>②環境に対する安全性</p> <p>a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。</p> <p>b. ①評価対象資材に定める再生資源（都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグを除く。）を用いる場合は、製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。 ①評価対象資材に定める再生資源（都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグに限る。）を用いる場合は、JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材の <u>4.1</u>（一般事項）及び <u>4.2（有害物質の溶出量及び含有量）</u> に適合していること。</p> <p>c. 石綿を原料としていないこと。</p> <p>③再生資源の含有率 略</p> <p>④品質・性能 略</p> <p>⑤品質管理 略</p>
--

再生ビニル系床材～再生骨材コンクリート 略

新

旧

品目名：再生改良土

- ①評価対象資材 略
- ②環境に対する安全性 略
- ③再生資源の含有率 略
- ④品質・性能
  - a. 品質  
品質はb. 試験方法によって試験を行い、表 11-1 の性能規定に適合しなければならない。

表 11-1 建設汚泥処理土の種類と性能規定

種類	最大粒径	性能規定
第 1 種改良土	40mm以下	CBR 3 %以上
第 2 種改良土	13mm以下	

b. 試験方法

試験方法は以下のとおりとする。

性能規定：「舗装調査・試験法便覧 F031」（安定処理土の CBR 試験）を参照すること。ただし、生石灰の発熱反応終了後の試料により行うこと。

最大粒径：表 11-2 の区分の応じたふるいを使用し、全試料の通過を確認すること。試験方法は JIS A 1204 7.1（試料）、7.2（試料の水洗い及び炉乾燥）及び 7.3（粒径が 2mm 以上のふるい分析）を参照すること。

表 11-2 ふるい分け試験に用いるふるい目の開き

最大粒径	ふるい目の開き
40mm以下	37.5mm
13mm以下	13.2mm

⑤品質管理 略

再生パーク堆肥～再生集成材・合板 略

品目名：再生モルタル

- ①評価対象資材 略
- ②環境に対する安全性 略
- ③再生資源の含有率 略 w
- ④品質・性能  
品質は表 14-2 の性能規定に適合しなければならない。

表 14-2 再生モルタルの種類と性能規定

種類	性能規定		試験方法
	フリートインク	練混ぜ 2 時間後のフリートインク率	
再生無収縮モルタル	フリートインク	率：2.0%以下	NEXCO試験方法 312-1999(無収縮モルタル品質管理試験方法)による。
	無収縮性	材齢 7 日：収縮しない。	
	圧縮強度	材齢 3 日：25N/mm <sup>2</sup> 以上 材齢 28 日：45N/mm <sup>2</sup> 以上	
	流動性	8 ± 2 秒	
再生モルタル	セメント：砂 比は 1：1～1：3 の範囲内とする。		J <sub>14</sub> ロート試験
	圧縮強度	材齢 28 日：27N/mm <sup>2</sup> 以上	

⑤品質管理 略

再生流動性埋戻材～再生生コンクリート 略

品目名：再生改良土

- ①評価対象資材 略
- ②環境に対する安全性 略
- ③再生資源の含有率 略
- ④品質・性能
  - a. 品質  
品質はb. 試験方法によって試験を行い、表 11-1 の性能規定に適合しなければならない。

表 11-1 建設汚泥処理土の種類と性能規定

種類	最大粒径	性能規定
第 1 種改良土	40mm以下	CBR 3 %以上
第 2 種改良土	13mm以下	

b. 試験方法

試験方法は以下のとおりとする。

性能規定：「舗装調査・試験法便覧 F031」（安定処理土の CBR 試験）を参照すること。ただし、生石灰の発熱反応終了後の試料により行うこと。

最大粒径：表 11-2 の区分の応じたふるいを使用し、全試料の通過を確認すること。試験方法は JIS A 1204 7.1（試料）及び 7.2（試料のふるい分け）を参照すること。

表 11-2 ふるい分け試験に用いるふるい目の開き

最大粒径	ふるい目の開き
40mm以下	37.5mm
13mm以下	13.2mm

⑤品質管理 略

再生パーク堆肥～再生集成材・合板 略

品目名：再生モルタル

- ①評価対象資材 略
- ②環境に対する安全性 略
- ③再生資源の含有率 略
- ④品質・性能  
品質は表 14-2 の性能規定に適合しなければならない。

表 14-2 再生モルタルの種類と性能規定

種類	性能規定		試験方法
	フリートインク	練混ぜ 2 時間後のフリートインク率	
再生無収縮モルタル	フリートインク	率：2.0%以下	NEXCO試験方法 312-1999(無収縮モルタル品質管理試験方法)による。
	無収縮性	材齢 7 日：収縮しない。	
	圧縮強度	材齢 3 日：25N/mm <sup>2</sup> 以上 材齢 28 日：45N/mm <sup>2</sup> 以上	
	流動性	8 ± 2 秒	
再生モルタル	セメント：砂 比は 1：1～1：3 の範囲内とする。		J <sub>14</sub> ロート試験
	圧縮強度	材齢 28 日：27N/mm <sup>2</sup> 以上	

⑤品質管理 略

再生流動性埋戻材～再生生コンクリート 略